

項目	種類	無機性汚泥	燃え殻	ばいじん類	鉍さい	判定基準	
						溶出試験 mg/l	含有量試験
一般項目	(1) 熱灼減量	○	○			15% 以下	
	(2) 油分 (n-ヘキサン抽出物質)	○				5% 以下	
	(3) 含水率	○				85% 以下	
有害物質関係項目						溶出試験 mg/l	含有量試験
	1 アルキル水銀化合物	○	○	○	○	検出されないこと	—
	2 水銀又はその化合物	○	○	○	○	0.005 以下	—
	3 カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	0.09 以下	—
	4 鉛又はその化合物	○	○	○	○	0.3 以下	—
	5 有機りん化合物	○				1 以下	—
	6 六価クロム化合物	○	○	○	○	1.5 以下	—
	7 ひ素又はその化合物	○	○	○	○	0.3 以下	—
	8 シアン化合物	○				1 以下	—
	9 ポリ塩化ビフェニル (PCB)	○	○	○		0.003 以下	—
	10 トリクロロエチレン	○				0.1 以下	—
	11 テトラクロロエチレン	○				0.1 以下	—
	12 ジクロロメタン	○				0.2 以下	—
	13 四塩化炭素	○				0.02 以下	—
	14 1,2-ジクロロエタン	○				0.04 以下	—
	15 1,1-ジクロロエチレン	○				1 以下	—
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン	○				0.4 以下	—
	17 1,1,1-トリクロロエタン	○				3 以下	—
	18 1,1,2-トリクロロエタン	○				0.06 以下	—
	19 1,3-ジクロロプロペン	○				0.02 以下	—
	20 チウラム	○				0.06 以下	—
	21 シマジン	○				0.03 以下	—
	22 チオベンカルブ	○				0.2 以下	—
	23 ベンゼン	○				0.1 以下	—
	24 セレン又はその化合物	○	○	○	○	0.3 以下	—
	25 1,4 ジオキサン	○		○		0.5 以下	—
	26 ダイオキシン類			◎	◎	—	3ng-TEQ/g 以下
27 水銀又はその化合物	◎	◎	◎	◎	—	15mg/kg 超の場合は水銀汚染物	

備考

- 印及び◎印の項目について検査が必要です。なお、当該産業廃棄物の発生工程、使用原材料等によっては項目を追加又は省略することがあります。
- 印は溶出試験が、また、◎印は含有量試験が必要であることを表します。なお、産業廃棄物の発生工程、使用原材料によっては成分試験を求める場合があります。
- 検査方法は「産業廃棄物に含まれる金属等の検査方法（昭和48年環境庁告示第13号）」によるほか、国等が示す方法によること。
- 検査成績書は、環境計量証明事業所又は公共機関の発行したものであって、原則として**処理委託申し込みの日の6ヶ月以内に発行されたもの**に限ります。